租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税４） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 研究所用施設の資金額 4.5 億円以上 （対象資産を新設又は増設したものに限定。） ・建物及び附属設備 特別償却率 6/100 ・機械及び装置(取得価格 400 万円以上) 特別償却率 12/100
			《要望の内容》 関西学研法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産を新設又は増設した場合の特例措置について、対象を国土交通大臣が基本方針に定めた分野等に係る研究所用の施設等に限定した上で、償却率を引き上げ、適用期限の２年間の延長（令和 11 年３月 31 日まで）を要望する。
			《関係条項》 関西学研法第 10 条 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の４
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対		評価実施時期：令和８年８月

	象期間			分析対象期間:令和5年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			・昭和 62 年度:創設 ・平成元～25 年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成 27 年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成 29 年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成 31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和5年度:延長(資金額要件の引上げ) ・令和7年度:延長(資金額要件の引上げ)
8	適用又は延長期間			2年間(令和9年度～令和 10 年度)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 学研都市の建設は、関西学研法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流・連携による共同研究や実証事業等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図るものである。
				《政策目的の根拠》 ＜法律等＞ 【関西学研法】 第 10 条(税制上の措置) 国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】(昭和 62 年9月 30 日決定) 第1章　都市建設の目標 2. 都市の機能 (1)文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 ＜政府方針＞ 【国土形成計画(全国計画)】(令和5年7月 28 日閣議決定) 第2章　産業に関する基本的な施策 第1節　GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 (知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化) 最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、(中略)を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。

				【第7期科学技術・イノベーション基本計画】 （令和8年3月 27 日閣議決定） 第5章　産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化 3.地域イノベーションの推進 (1)地域課題の解決を推進する取組 関西文化学術研究都市において、けいはんな地区の特色を生かした研究開発型オープンイノベーション拠点を形成する取組を進め、大阪・関西万博のレガシーを継承・発展させる。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	･政策目標：7　都市再生・地域再生の推進 ･施策目標：25　都市再生・地域再生を推進する ･参考指標：132　文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	本特例措置により特定の分野に係る研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流・連携による共同研究、実証事業等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 具体的には、学研都市の集積のメリットを発揮するため、国土交通大臣が基本方針に定めた分野に係る新規の立地施設数を令和 10 年度までに5件（おおむね 10 年間で 30 件（各年度3件程度））とすることを目標とする。 《新たな達成目標へ変更する理由》 令和8年3月に地元の関係者により策定された「第5期ステージプラン」においては、これまでの集積を踏まえた実証都市としての強みを活かしつつ、研究成果を早期に社会実装するため「特徴あるクラスター整備」が取組の1つとして掲げられており、一定のテーマ性に基づく戦略的な集積を図ることが必要とされているところである。 また、現行の施設整備率に内在する課題として、時間の経過とともに新たな施設用地が造成されると分母である施設用地面積が増加することで施設整備率が下がること、加えて、分子である研究施設には本特例措置を適用しなかった者により新設又は増設された施設が含まれているため、本特例措置との因果関係を検証しがたいことから、見直すこととしたものである。 なお、この点、特定の分野に係る立地施設数の増加を確認する場合には、進捗管理が明瞭簡潔となり、本特例措置との因果関係も検証しやすくなるものと考えられる。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	特定の分野を設定した上でそれに関連する民間事業者の研究施設の集積を促進する戦略的な集積を図るためには、従来と同水準の支援ではなく、民間事業者の立地判断に十分な影響を与えるインセンティブが必要である。特定の分野に係る研究施設に対し重点的かつ集中的な措置を講じることにより、一定のテーマ性を有する研究開発拠点を形成することで、事業者間の連携機会を増加させ、共同研究や実証事業の創出を促進するとともに、研究成果の早期の社会実装につながることが期待される。このように、研究機関、大学及び民間事業者等の多様な主体が有機的に結びつくことで、学研都市が目指すオープンイノベーション・エコシステムの形成が可能となり、研究成果の社会

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>実装や新産業の創出に寄与するものである。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位：件）
<table><tr><td>年度</td><td>R5
（実績）</td><td>R6
（実績）</td><td>R7
（推計）</td><td>R8
（推計）</td><td>R9
（推計）</td><td>R10
（推計）</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td></tr></table>
【算定根拠】
※1 R5・R6実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
※2 R7～R10 推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位：百万円）
<table><tr><td>年度</td><td>R5
（実績）</td><td>R6
（実績）</td><td>R7
（推計）</td><td>R8
（推計）</td><td>R9
（推計）</td><td>R10
（推計）</td></tr><tr><td>適用額</td><td>23</td><td>0</td><td>144</td><td>0</td><td>84.6</td><td>142.2</td></tr></table>
【算定根拠】
※1 R5・R6実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
※2 R7・R8推計値については、租税特別措置法施行令第 28 条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容よる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>（単位：百万円）
<table><tr><td>年度</td><td>R5
（実績）</td><td>R6
（実績）</td><td>R7
（推計）</td><td>R8
（推計）</td><td>R9
（推計）</td><td>R10
（推計）</td></tr><tr><td>法人税</td><td>5.3</td><td>0</td><td>33.4</td><td>0</td><td>19.6</td><td>33.0</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.4</td><td>0</td><td>2.3</td><td>0</td><td>1.4</td><td>2.3</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>1.5</td><td>0</td><td>9.6</td><td>0</td><td>5.67</td><td>9.50</td></tr></table>
【算定根拠】
※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。
【法人税】
減収額＝適用額×税率（23.2%）
【法人住民税】
減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額
法人県民税減収額＝法人税減収額×税率（1.0%）
法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率（6.0%）
【法人事業税】
減収額＝法人事業税（収入割）減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税（付加価値割）減収額
法人事業税（収入割）減収額＝適用額×税率（3.4%）
特別法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額×税率（76.0%）
法人事業税（付加価値割）減収額＝適用額×税率（0.7%）</td></tr>
</table>

		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められ、施設整備率は、令和7年度末時点の施設整備率は 55.5%となったが、所期の達成目標である「おおむね 58%」には達しない見込みである。 この要因を分析するため、学研都市に立地を予定していた事業者にヒアリングを実施したところ、大阪・関西万博関連工事の影響に伴う設備機器・部材の調達遅延による工期の延長や物価高騰及び資材不足に伴う事業計画の見直しにより、立地時期が当初計画より遅延しているとの回答があった。 このことから、外部環境の変化に伴う一時的な要因により、事業者の立地が延期された結果、所期の目標に達しない見込みであるものの、立地計画自体が中止されたものではないことから、施設整備率は目標達成に向けて着実に進展しているものと考えられる。

年度	R5（実績）	R6（実績）	R7（実績）	R8（推計）	R9（推計）	R10（推計）
施設整備率（%）	55.5	53.5	55.5	55.5	58.5	61
整備済面積（ha）	465	453	452	452	477	497
施設用地面積（ha）	837	847	815	815	815	815

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
※施設整備率=（研究施設立地済面積／研究施設用地面積）×100
※R5～R7実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積を記載。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地にあたっては、事業者の投資促進という面で一定程度有効に機能している。
過去 10 年度（H28 年度から R7年度）における本特例措置の適用件数は 13 件、適用企業数は7社、適用を受けた施設数は7件であった。この適用企業のうち4社からアンケート回答を得たところ、75%（3社）が本特例措置による立地インセンティブを感じていると回答した。また、同アンケートでは、全ての回答企業（100%）が運営面でのメリットを実感していることが確認されており、本特例措置が研究開発拠点の立地及び継続的な事業活動を後押ししていることがうかがえる。
以上を踏まえ、過去 10 年間に本特例措置の適用を受けた施設数7件について、立地インセンティブ実感率である 75%を乗じて推計すると、7件 × 75% ＝5.3 件となる。したがって、本特例措置は過去 10 年間

で約 5.3 件の立地促進効果をもたらしたものと想定される。

また、将来の効果についても、同様の考え方により、令和8年度から令和 10 年度までの本特例措置の適用を見込む施設数5件（令和9年度2件、令和 10 年度3件）に当該割合を乗じて推計すると、5件（令和9年度2件、令和 10 年度3件）×75%＝3.8 件（令和9年度2件×75%＝1.5 件、令和 10 年度3件×75%＝2.3 件）となる。したがって、本特例措置は令和8年度から令和 10 年度までの間に約 3.8 件の立地促進効果をもたらすものと見込まれる。

さらに、本特例措置を適用した企業に対するヒアリングでは、本特例措置の適用を前提として立地を決定したとの回答や、本特例措置による初期負担の軽減により、付加価値の高い試験機や最新試験設備の導入、商品化まで長期間を要する次世代技術の研究開発への投資、共同研究スペースの整備等を実施できたとの回答を得ている。

このことから、本特例措置は単に立地に対するインセンティブとして認識されているにとどまらず、企業の立地判断や研究開発投資に具体的な影響を与えており、研究開発拠点の立地及び継続的な研究開発活動を促進する上で有効であると考えられる。

・過去 10 年税制適用件数と将来の適用件数　（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	2	3	2	2	1	1	0

年度	R5	R6	R7	R8（推定）	R9（推定）	R10（推定）
件数	1	0	2	0	4	6

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
民間事業者に対するアンケート調査

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

過年度における文化学術研究施設の新規立地は年間平均約 3 件であり、本特例措置についても年間 1～2 件程度の適用実績（39 年間で 46 件）がある。また、令和5年度から令和7年度までに本特例措置を適用した企業の政策目標に対する寄与率は新たに立地した企業の総面積 10.4ha（※）のうち 2.5ha を占めており、約 24%である。このことから一定の実績を有しており、適用件数は必ずしも僅少とはいえないものと考えられる。さらに、今後の適用数を踏まえると、本特例措置は将来の政策目標の達成に向けても十分に寄与するものと考えられる。

また、本特例措置は、研究所用施設の取得等に係る投資額が 4.5 億円以上であることを適用要件としており、比較的大規模な投資を伴う施設を対象としている。このため、初期投資負担の軽減を通じて事業者の投資を促進する効果が期待できることから、本特例措置は有効であると考えられる。

※新たに立地した企業の総面積は各自治体からの実績報告による。

		⑤	税収減を是認する理由等	戦略的な集積を図るために国土交通大臣が基本方針に定める分野は、学研都市の集積の状況等を踏まえ、将来に向け特徴的で強みとすることのできるものを選定することとなるが、これは日本成長戦略会議の「17 の戦略分野」、第7期科学技術・イノベーション基本計画の「戦略技術領域」を参考とするものであり、国の重要な方針等に合致したものである。 また、学研都市における研究施設等の立地による集積度の高まりは、多様な主体の交流・連携による共同研究や実証事業の促進、研究成果の社会実装という研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである学研都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。 しかしながら、研究施設は一般的に収益化までに長期間を要する上、研究成果が必ずしも事業化・収益化に結び付くとは限らず、他の事業用施設と比較して投資リスクが高い。また、研究施設の整備には多額の初期投資を要することから、集積・整備を推進するためには初期負担を軽減するインセンティブが必要である。 この点、特別償却は投資初期の税負担を将来に繰り延べることで資金負担を軽減し、立地誘導に有効な手段である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば税制上の支援を受けることができるため、予算の範囲内で対象が限定される補助金等と異なり、事業者が将来的な事業計画を立てやすいという利点がある。さらに、特別償却は課税の繰延べによる支援であり、企業の立地判断を後押ししつつ、国庫への影響にも十分配慮した制度設計となっている。 なお、適用対象については、研究所用施設の取得等に必要な資金の額が 4.5 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究施設の立地を促進することで、学研都市に文化・学術・研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和6年8月（R6国交 01）